

不適正な取引行為は 禁止されています。

※平成17年4月1日より「不適正な取引行為の基準」を一部改正します。



名古屋市消費生活条例では、「契約の勧誘・締結」「契約内容」「契約の履行」「解約」やクレジット契約などの場面において、消費者側に不利な契約や取引行為であると知りながら事業者が「不適正な取引行為」を行うことを禁止しています。

これを受けて、「不適正な取引行為の基準」において、不適正な取引行為を52項目に類型化しています。

本市は、事業者が不適正な取引行為を行っていると認めるときは、指導・勧告・公表などの是正措置をとることとしています。

不適正な取引行為の体系(全52類型)

条項(条例第16条)	内 容
1 不当な勧誘・締結行為 第1項第1号(25類型)	消費者の知識、能力又は経験の不足に乗じる等の不当な方法により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
<ul style="list-style-type: none"> ① 販売目的の隠とく ② 適合性を有しない者への勧誘 ③ 主要な事実の不告知・不実告知 ④ 取引内容等の説明不足 ⑤ 優良・有利の誤信を招く表現 ⑥ 断定的判断の提供 ⑦ 義務強調 ⑧ 身分詐称等 ⑨ 不退去 ⑩ 監禁・退去妨害 ⑪ 長時間勧誘・強引勧誘 ⑫ 早朝・深夜等の勧誘 ⑬ 電話による強引勧誘 ⑭ 不適正な電気通信手段による勧誘 ⑮ アポイントメントセールスによる強引勧誘 ⑯ キャッチセールス等による強引勧誘 ⑰ 心理的不安に乗じる勧誘 ⑱ 心理的負担に乗じる勧誘 ⑲ 催眠商法による不適正な勧誘 ⑳ 次々販売による不適正な勧誘 ㉑ 従前取引情報の不適正な利用による勧誘 ㉒ 契約書面への虚偽表示の教唆 ㉓ 資金調達の強要 ㉔ 拒絶した者への再勧誘 ㉕ 法令違反の疑い 	
2 不当な契約内容 第1項第2号(10類型)	消費者に著しい不利益を与える不当な内容の契約を締結させる行為
<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者の虚偽表示等 ② 契約書面への虚偽表示 ③ 不当な過量販売・長期契約 ④ 不当な免責特約 ⑤ 一方的な契約変更の定め ⑥ 不当な違約金の定め ⑦ 解約等の不当な制限の定め ⑧ 不当な裁判管轄の定め ⑨ 名義借り契約 ⑩ 過剰与信と一体となった契約 	
3 不当な債務履行の遅延・拒否・強要 第1項第3号(7類型)	契約に伴う債務の履行を不当に遅延若しくは拒否する行為、又は消費者若しくはその関係人に対し、契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要する行為
<ul style="list-style-type: none"> ① 債務履行の遅延・拒否 ② 債務の不完全履行 ③ 不当な手段による債務履行の強要 ④ 不当な金銭調達による債務履行の強要 ⑤ 心理的圧迫による債務履行の強要 ⑥ 契約の成立の一方的主張 ⑦ 支払い義務のないものへの強要行為 	
4 不当な解除妨害 第1項第4号(7類型)	消費者の正当な契約の解除権等の行使を不当に妨げる行為、又は契約の解除権等の行使に伴う債務の履行を不当に遅延若しくは拒否する行為
<ul style="list-style-type: none"> ① クーリング・オフ妨害 ② クーリング・オフ妨害(口頭行使) ③ クーリング・オフ妨害(商品・サービスの使用・利用) ④ クーリング・オフ妨害(手数料等の要求) ⑤ 継続的供給契約の中途解約の不当な拒否 ⑥ その他の解約等の不当な拒否 ⑦ 原状回復義務等の遅延・拒否 	
5 不当な与信行為 第2項第1号(2類型)	加盟店(与信契約の条件又は原因となる商品又はサービスの販売に係る事業者で、与信を行う事業者と加盟店契約その他の提携関係にある者をいう。次号において同じ。)に対する審査及び管理を不当に怠ることによって消費者に不利益を与える行為
<ul style="list-style-type: none"> ① 過剰与信 ② 不適正な加盟店管理等 	
6 対抗の不当な妨害 第2項第2号(1類型)	当該購入に係る加盟店に対して生じている事由をもってする消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、消費者又はその関係人に債務の履行を不当に強要する行為
<ul style="list-style-type: none"> ① 消費者の対抗の不当な妨害 	

不適正な取引行為 不当な勧誘・締結行為

(条例第16条 第1項第1号)

消費者の知識、能力又は経験の不足に乗じる等の不当な方法により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

1 販売目的の隠とく

商品又はサービスの販売の意図を隠して、若しくは商品又はサービスの販売以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等を用いて、消費者を誘引し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



2 適合性を有しない者への勧誘

消費者の知識、経験、理解力、資力、年齢等に照らして不適当と認められる商品又はサービスについて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



3 主要な事実の不告知・不実告知

商品又はサービスの内容、取引条件その他の取引に関する主要な事実を故意に告げず、又は不実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



4 取引内容等の説明不足

消費者の取引に関する知識の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしないまま、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



5 優良・有利の誤信を招く表現

商品又はサービスの内容又は取引条件が、実際のもの若しくは他の事業者に係るものより著しく優良若しくは有利であるかのような説明をし、又はそのような広告等を用いて、消費者を誘引し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



6 断定的判断の提供

将来における変動が不確実な事項について消費者に断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



7 義務強調

商品又はサービスの購入、利用又は設置が法令等により義務づけられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



8 身分詐称等

官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の職員であると消費者を誤認させるような言動等を用いて、又は官公署若しくは公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



9 不退去

消費者が事業者に対して退去すべき旨の意思を示したことに反して、又は事業者に対して退去することを望んでいることを知ることができたにもかかわらず、その場所から退去せず、消費者の住居、勤務先その他の場所に居座り、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



10 監禁・退去妨害

消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨の意思を表示した、又は退去することを望んでいることを知ることができたにもかかわらず、その場所から退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



11 長時間勧誘・強引勧誘

消費者の意に反して、長時間にわたり、又は執ように若しくは威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為



12 早朝・深夜等の勧誘

消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

